

彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会設置要綱

令和元年 月 日

(名称)

第1条 この協議会は、彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)の作成およびその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項および第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備および当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
 - (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第20条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担およびその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去および原状回復に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成および変更ならびに基本計画の実施に関すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
 - (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の

参加

(3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

(4) その他、基本計画作成に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業団体

(3) 関係住民

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者

(5) 彦根市

(6) その他協議会が必要と認める者

3 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

4 委員会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 前項の役員は、第4条の委員の互選により選任する。

3 会長、副会長は、兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 補欠または増員による仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事は満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見または説明を聞くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、再生可能エネルギーの施策立案や農山漁村の活性化に関する事務を所管する関係課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、令和元年 月 日から施行する。

彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 協議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴させること。
- (2) 会議の内容を公表すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は定めない。ただし、会長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者
- (2) 議事の進行を妨げるおそれがある物を所持している者
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従うものとする。

(5) その他会議の秩序を乱し、また、議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。